

医療助成を受けられている方

帝人グループ健康保険組合

<お願い> 医療費助成受給資格者証(写)の提出について

題記の件、自治体発行の『医療費助成受給者証』の発行(更新も含む)された場合、下記の通り速やかにコピー(PDF可)を提出して頂く必要がありますので、ご理解・ご協力の程、何卒宜しくお願いいたします。

記

1. 提出が必要な方

自治体発行(市区町村が独自に実施)の『医療費助成受給者証』を医療機関へ提示し、医療費の窓口負担が無料(現物給付・償還払い)となっている方、もしくは減額されている方。

例: 乳幼児(小児)医療費助成制度、重度心身障がい医療費助成制度、ひとり親医療費助成制度、妊産婦医療費助成制度 等

※名称や助成内容は各自治体により異なります。詳細は市区町村窓口へご確認ください。

<医療費助成受給者証の例>

The image shows four sample forms for medical cost assistance certificates. Each form has a header with a logo and title, followed by a grid for personal information (name, address, birth date, etc.), and a signature line for the Mayor. A large red '見本' (sample) stamp is placed over the middle of each form. The forms are: 1. 医療福祉費受給者証 (pink), 2. 乳幼児等医療費受給者証 (yellow), 3. 障害者医療費受給者証 (yellow), and 4. 妊産婦医療福祉費受給者証 (light blue).

2. 提出が必要な理由

提出のない場合、医療費の助成を受けていないものとして給付金を自動還付※してしまう可能性があります。誤給付となった場合、過去に遡り、多額の給付金を返金して頂くことになります。

※自動還付とは

医療費の自己負担金に対する給付金(高額療養費、一部負担還元金等)は本人からの申請がなくても弊健保組合で算定し自動的に支給(お支払)することを言います。

尚、自治体で実施される「医療費助成制度」を利用される方は、自己負担金が無料、又は減額となるため、自動還付の対象になりません。

3. 本件照会先・書類送付先

〒791-8530 愛媛県松山市北吉田町 77

帝人グループ健康保険組合(松山北 ケンポ) 担当 : 岡崎、木村、寺村

内線 807-2233・2234 外線 089-972-3651・089-971-1955

メール: kenpo@teijin.co.jp

以 上